

平成21年2月5日

各 位

会 社 名 トオカツフーズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 反田 英樹  
( J A S D A Q コード番号 2909 )  
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 梶原 薫  
( TEL : 045-564-5863 )

定款の一部変更および  
全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議  
および

全部取得条項付普通株式の取得に関する基準日の確定に関するお知らせ

当社は、平成21年1月13日付「当社の完全子会社化のための定款一部変更等および全部取得条項付株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成21年1月13日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更および当社の全部取得条項付普通株式（下記において定義します。）の全部の取得について、臨時株主総会および普通株主による種類株主総会に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

また、当社は、全部取得条項付普通株式について、本日開催の取締役会で平成21年3月8日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、当該株主の有する全部取得条項付普通株式を、平成21年3月9日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式1株につき50万分の1株の割合をもって当社のA種種類株式を当社が交付する株主として定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成21年1月13日付当社プレスリリースにてお知らせしておりますとおり、以下の当社定款の一部変更および当社の全部取得条項付普通株式の全部の取得（以下併せて「本定款一部変更等」といいます。）について必要なお承認をいただくため、本日、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）および普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設すること。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設すること。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。
- ③ 会社法第 171 条ならびに上記①および②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が、株主（当社を除きます。）から当社の全部取得条項付普通株式全てを取得し、当該取得と引換えに、当社は、各株主に対して、取得対価として当社種類株式を交付すること。

## 2. 当社定款の一部変更（本定款一部変更等のうち①および②）の承認決議

### (1) 承認可決された事項の内容

本定款一部変更等の①およびこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第 3 号議案として付議され、承認可決されました。本定款一部変更等の②は、本臨時株主総会における第 4 号議案および本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました（本臨時株主総会第 3 号議案にかかる定款変更の内容は、平成 21 年 1 月 13 日付当社プレスリリースの定款一部変更の件 A にかかる変更の内容のとおりであり、本臨時株主総会第 4 号議案および種類株主総会議案にかかる定款変更の内容は、同プレスリリースの定款一部変更の件 B にかかる変更の内容のとおりです。）。

### (2) 定款変更の効力の発生

本定款一部変更等の①およびこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。これに伴い、本定款一部変更等の②の効力は、本臨時株主総会および本種類株主総会における承認可決により、平成 21 年 3 月 9 日（月）に発生いたします。

## 3. 全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち③）の承認決議

### (1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち③）は、その実施のための他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第 5 号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成 21 年 1 月 13 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社が、会社法第 171 条および本定款一部変更等のうち①および②による変更後の定款に基づき、全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、本定款一部変更等のうち①によって設けられる A 種種類株式を、全部取得条項付普通株式 1 株につき 50 万分の 1 株の割合をもって交付するものです（かかる割当比率による割当ての結果、トオカツ・ホールディングス株式会社（以下「トオカツ・ホールディングス」といいます。）以外の株主に対して当社が交付する A 種種類株式は 1 株未満の端数となる予定です。）。

(2) 定款変更の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち③）の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本定款一部変更等のうち②の効力発生を条件として、平成 21 年 3 月 9 日（月）（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、当社は、本定款一部変更等の①によって設けられるA種種類株式を、全部取得条項付普通株式1株につき50万分の1株の割合をもって交付いたします。

また、株主に対して交付されるA種種類株式が1株未満の端数となるときには、1株未満の端数の合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式を、会社法第234条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主に交付します。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得て当社A種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。

この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主が保有する当社普通株式数に730円（トオカツ・ホールディングスが当社普通株式に対して公開買付けを行った際の買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(4) 全部取得条項付普通株式の取得にかかる日程の概要（予定）

臨時株主総会および普通株主による種類株主総会開催	平成 21 年 2 月 5 日（木）
整理銘柄への指定	平成 21 年 2 月 6 日（金）
当社普通株式の売買最終日	平成 21 年 3 月 2 日（月）
当社普通株式の上場廃止日	平成 21 年 3 月 3 日（火）
全部取得条項付普通株式全部の取得およびA種種類株式交付の基準日	平成 21 年 3 月 8 日（日）
全部取得条項付普通株式全部の取得およびA種種類株式交付の効力発生日	平成 21 年 3 月 9 日（月）

※当社普通株式の株主に対して当社が交付するA種種類株式については、ジャスダック証券取引所に対して上場申請を行いません。また、本定款一部変更等の結果、当社普通株式は、ジャスダック証券取引所の上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式は平成 21 年 2 月 6 日から平成 21 年 3 月 2 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 21 年 3 月 3 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

以 上